

## アメリカにおけるロー・スクール教育関係文献紹介 (2)

川嶋, 四郎  
九州大学大学院法学研究院教授

<https://doi.org/10.15017/2306>

---

出版情報 : 法政研究. 69 (3), pp.180-192, 2003-02-10. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

## アメリカにおけるロー・スクール教育関係文献紹介(2)

川 嶋 四 郎

〈目次〉

1. はじめに

—本稿の目的—

2. Judith Wegner 教授のロー・スクール教育論演習 (以上、69巻1号)

3. John Sexton, Legal Education ; Today and Tomorrow (本号)

### 3. John Sexton, Legal Education ; Today and Tomorrow

(1) はじめに

まず、最初の文献として、John Sexton, Legal Education ; Today and Tomorrow, 3 Green Bag, 417 (2000) を紹介したい。

John Sextonは、ニュー・ヨーク大学ロー・スクールのディーンであり、本稿は、2000年の春に、Green Bag Executive EditorのDavid Grossettが、John Sextonに対して行ったインタビューに基づくものである。そのテーマは、ロー・スクールの現状や、そのランキング問題から、ロー・スクールが公益活動に関心をもつ学生たちに十分な奨学金を提供しているかどうかや、さらには、ますますグローバル化した今日の世界において、法学教育、すなわちアメリカ合衆国における法曹養成教育が果たすべき役割がいかにあるべきかなどにまで、及ぶものである。

以下は、本論文「法学教育；今日と明日」の要旨であり、見出しは、適宜訳者が付したものである。

## (2) 論文紹介

### 1) ロー・スクールの今日的な課題

まず初めに、アメリカ合衆国における法学教育の未来像は、今日の姿とどのように異なったものになるか、また、20年前と比べて、ニュー・ヨーク大学ロー・スクールおよび他のロー・スクールが、具体的にどのように変革したかについて、考えてみたい。

この100年間におけるアメリカ法学教育の核心部分は、結論的に言えば、基本的に同じである。それは、ハーバード大学のChristopher Columbus Langdellの創設したモデルからなり、全米に普及したものである。つまり、各大学に共通する様々な基幹科目を教える馴染みのある諸コースの提供である。後年、それには、各種の制定法や、憲法および手続法のコースが加わったが、今日でも、それらは、ほぼ基本的に同じような方法で教えられている。

確かに、この20年の間に、一連の変化は見られた。しかし、それらはすべて、従来のモデルの範囲内で生じたものと言える。この中でも、「臨床法学教育 (Clinical Legal Education)」は重要である。そこでは、学際的・領域横断的なアプローチが採られるからである。

ごく最近では、一流のロー・スクールの卒業生が就く法律実務を特徴づけている現象として、「グローバリゼーション」が重要である。しかし、それらの動きは、本質的に既存の枠組みの範囲内で生じたものである。その変化の大きさと言っても、せいぜい20%から25%程度のものであり、それ以上のものではないであろう。

しかし、これと比較して、私は、次の10年では、大きな変革が生じる蓋然性があると思う。それは、「学費」を含む諸経費の問題である。すなわち、アメリカ法学教育の構成要素である学生のために、15万ドルから25万ドルの学費等の支出を、一体何が保証しかつ正当化するのかという問題であり、その問題と取り組む必要が生じるであろう。差し当たりの回答は、たとえば、アメリカ法律家協会 (ABA) のア kreditationを得たロー・スクールの卒業生でなければ、少なくとも、通常教育課程を経ても、50州のどの法曹資格をも得ることができないであろうという事実が、これに答えるであろう。ただ、学費等の負担の問題は、アメリカ法学教育システムに課された大きな負荷となりつつある。

この問題に対する答えは提示されつつあるが、それと同時に、私は、アメリカ法学教育が、またもうひとつ別の問題に、直面しているように思う。それは、法専門家の中で「専門分化」がますます進行しているということである。さらに、3つ目の問題として、テクノロジーの発展にともない、空間や時間の崩壊といった現象が生じていることである。それゆえ、現在では、空間や時間の拘束を受けないやり方で行う教育条件を考え始めねばならないが、それは、決して従前にはなかったものである。

## 2) ロー・スクールの経費問題

### ——「ローン返済計画プログラム」の創設

将来のロー・スクールの「学費」について、私は、ニュー・ヨーク大学ロー・スクールの「法務博士課程プログラム (J.D.Program)」を学費から自由にしたいという希望を述べてきた。将来的には、「法務博士課程プログラム」が、「博士課程プログラム (Ph.D.Program)」と同様なものになるであろうと考えた。その正当化根拠としては、トクビル流およびジェファーソン流の民主主義の考え方にあると、私は信じている。ただ、それについては、私たちがリベラル・アーツと関係づけて考える幅の広さが要求されることになるであろう。ロー・スクールから産み出されるものの神髄は、プロフェッショナルとしての法曹というものであり、とりわけ、神聖な信託のための受認者として行動するプロフェッショナルである。換言すれば、聖職者および法の番人としての法曹なのである。

さて、プロフェッションとしての法曹として、何を意味するかは問題である。ただ、私は、その言葉からほとんどの人々が想起するようなものを考えているのではない。また、私は、狭い専門性といった観点から、Ph.Dとの類似性を見てほしくもない。その専門性としては、おそらく、LL.Mレベルのものであると思う。私たちは、おそらく、これらすべての学位の名称を付け替えなければならないであろう。しかし、万一、このような「法務博士プログラム」の考え方をもつならば、ほとんどの「博士課程プログラム」と同様に、学費から自由であるべきであろう。

しかし、それは、私が実際に意味するものではない。私が言いたいことは、15万ドルから20万ドルの負債を抱えて学生たちが卒業することは、学生たちの職業選択

を必然的に抑制するであろうという事実である。私たちが学生をそのような状態に置いているとすれば、私たちは、それを心地よいものと感じるべきではないであろう。私の考えでは、すべての学生が、債務から自由に職業を選択できるようにすべきである。だから、その意味で、ロー・スクールは、学費から自由になるべきであろうと考えるのである。

ところで、今週、次のような広告が目にとまった。すなわち、いくつかの弁護士事務所が、1年目のアソシエイトの給料を、16万ドルからスタートさせるというものである。その仕事が、人の好むものであり、多くの学生にとってそれが可能ならば、ロー・スクールは、極めてよい資本の投資先となるであろう。しかしながら、誰も、授業料を無料にはしてくれないであろう。だから、私は、1999年に始まるクラスを卒業する学生たちにあわせて、私の考えを修正したい。すなわち、政府の公務員よりも少ない給料しか得ることができない職に就く学生たちに、私たちロー・スクールが、学生ローンの一部を支払うべきであるという具合に、修正するのである。どの程度支払うかは、その職業の給料および年数による。そして、場合によっては、その額が、ロー・スクールの学生ローンの全額にのぼることさえ、ありえるであろう。

私が、最初、授業料から自由なロー・スクール教育を考え始めたとき、かなりの反対に直面した。たとえば、なぜ、16万ドルも稼ぐような者が、授業料を払うべきではないのか、また、なぜ、Steve Forbesの子女が、授業料を払うべきではないのかというのが、それである。その学費は、ロー・スクールのものであり、他の目的のために用いることができるであろうとの指摘もなされた。そこで、私は、この「ローン返済計画プログラム」が、これらの心配の多くを解決するであろうと考える。

このプログラムによって、より多くの学生が、現在金銭を理由として就くことのないタイプの職種に就く可能性を開くかどうか問題となる。私のドリーム・プランが前提としているのは、クラスの20%程度が、それにより比較的低い給料の職業に誘なわれるということである。人は、債務から自由である場合でさえ、低賃金の職業より、高賃金の職業を選択するという一応最もらしい理由は存在する。しかし、いったん高収入の職業に見切りをつければ、その人の生活スタイルや社会的な有用性などを理由に、収入の低い職業が魅力的なものとなることもあるであろう。

私にとって核となる「モラルの問題」は、学生の選択権を維持し確保するという点であり、学生の選択の多様性を推奨し支援することである。

私は、それが、プロフェッションにとっても、公共にとっても、善であると考えている。

ただ、一校だけのロー・スクールがこの方式を採用すれば、学生たちは、そのロー・スクールに魅き付けられることになる。現在、ニュー・ヨーク大学ロー・スクールの卒業生は、すべて職を得ている。そして、その中のいくつかは、初任給が16万ドルであるが、このようなシステムをとれば、そのような職につかない他の学生にとっても、魅力的なものとなるであろう。

### 3) ロー・スクールのランキング問題

トピックを、ロー・スクールの選択の問題に変えよう。これは、ランキングの問題でもある。そこで、ロー・スクールのランキングの有効性と適切性について、考えてみよう。私は、まず、一方で、ランキングのある種のものに対しては、異議が唱えられるべきであると考えているが、他方、他のものについては情報として有益であると思う。議論の文脈としては、学生が、入学できそうなロー・スクールを選択する場合を考えてみたい。

元来、ランキングというのは、それが一定の目的に奉仕するならば、学生に選択の指針を与え、たとえば、BよりもAとか、DよりもCとかいった具合に、選択者に情報を与えてくれる。しかし、1位から200位までといった単一のヒエラルヒーを提供するランキングは、基本的かつ不可避の概念的な欠陥を有している。なぜなら、それらは、どのロー・スクールがその学生にとって最善かなどを決めるさいに、すべての学生によって用いられるただ一種類の関心または規範が存在するという前提条件に基づいて、作られているからである。これは、ある種の統合されたヒエラルヒーを創り出すことを意図したランキングの欠陥であり、それは、様々な要素の衡量を統合したものである。

これに対して、私は、次のようなランキングには、異議を申し立てない。すなわち、たとえば、教員スタッフのある項目に注目したパーセンテージ、教員1人あたりの学生数、学生1人あたりにかける経費、学生数を基準とした図書館の蔵書数、

州の司法試験に合格するパーセンテージ、過去3年の間、全米で100の著名な法律事務所に送り込んだアソシエイトの数またはいわゆる公共利益弁護士の数などを基準にして、たとえば、トップ50位を選定し、それらに1位から50位までのランク付けを行うことである。学生たちは、この種のランキングを利用して、個々の関心に基づいて選択を行うことができるようになるのである。学生各自が、固有の関心項目を引き出す場合には、非常に有益な回答が得られるであろう。その種のランキングは一種の情報であり、アメリカのロー・スクールのディーンは、その種の情報について概して好意的であると言える。

しかしながら、私は、単一の規範の世界を仮定するいかなるものも、非常に有害であると考えている。なぜならば、それが、ある種の自己実現的な目的をもった「予言」を創り出すからである。ニュー・ヨーク大学ロー・スクールが、最も著名なランキングによれば、トップ3にあると主張することができる8校のひとつに位置づけられているので、ある意味ではランキングから利益を得ているという事実を、私は十分に認識している。しかし、私は、他のロー・スクールと比較して、ニュー・ヨーク大学ロー・スクールがどの位置にランキングされているかには、興味がない。むしろ、私は、本校が各セメスターごとによりよくなっているかどうかという点にこそ関心がある。なぜならば、いわば原罪の帰結のひとつが、われわれの誰も、この世界で完全なものを創ることができないということだからである。

したがって、人生は、そのそれぞれの局面で、よりよくなることに関するものであるべきである。それが、人間の喜び、すなわち、向上の機会をもつことである。それは、ロー・スクールという制度における喜びでもあるであろう。

しかし、現在、学生たちが、細かなランキングの違いさえ選択の基準にするという悲しい現実が存在する。ランク付けを行う機関が、そのような使い方をすべきでないと言っても、そのように利用されるのである。それは、ちょうど、LSATの実施主体が、165点と168点とは何ら違いがないと言っても、実際にはそうは考えられていないのと同様である。しかし、アメリカ人はランキングをこよなく愛するので、誰も、これには耳を傾けないのである。

私が思い起こすことができる最もよい例は、約15年前のニュー・ヨーク・タイムズの第一面の一齣であろう。カレッジ・フットボールのファンは、きっと思い出せ

るだろう。そのヘッドラインによれば、3つの有力な調査システムが、3つの異なる大学に全米チャンピオンの栄冠を与えたというものであった。3つとは、コーチの投票による調査と、スポーツ記者のそれによる調査と、そして、ニュー・ヨーク・タイムズ独自の調査である。誰も、ニュー・ヨーク・タイムズのコンピュータ・ランキング・システムが、有力なものとは考えなかったが……。これは、ランキング好きのアメリカ人の物語である。

実際、法律事務所は、その採用人事で、ロー・スクール間の細かなランキングの差異や成績の違いを見ているように思われる。なぜなら、それ以外に見るべきものをもたないからであるという。確かに、ランキングが、ばかげた用いられ方をしていることに、私は同意する。アフーマティヴ・アクションをめぐる議論の大部分は、人々が、ランキングを非常に重大なものと考えることによるからである。

私見では、統合されたランキングをめぐる現実のスキャンダルは、ランキングを非難するロー・スクールのディーンたちが、自らのロー・スクールのランキングが上がったときには、それを援用するという点にある。それは、教育者としての私にとっては、モラルの問題である。ただ、それは、本論とは別の主題であり、そもそもランキングを援用するときには、注意深くなるべきであろう。

#### 4) グローバリゼーションとロー・スクール

さて、今日の法学教育に影響を与えるものとして、法の世界における「グローバリゼーション」を挙げることができる。ニュー・ヨーク大学ロー・スクールは、この動きに最も早く対応した大学のひとつである。ロー・スクールにおけるグローバリゼーションは、法学教育の将来にどのような影響を与えるかが問題となる。

まず、私たちは、ニュー・ヨーク大学ロー・スクールにおける法学教育の核心部分に、文化、法システムおよび諸国民といった、より広い視点を持ち込むので、グローバリゼーションは、教育のあり方に大変革をもたらすであろう。また、教育方法の点でも同様である。それは、無謬性というものの愚かさを顕在化させ、かつ、異なった解決方法の探究を推奨させることになる。たとえば、特定の文脈では非常に素晴らしいと考えられる解決方法でさえ、他の文脈で試される場合には、調整を要することにもなるであろう。



それはよいことである。なぜなら、人は、本来の文脈にフィード・バックさせる過程を通じて何か大切なものを習得することになると、考えられるからである。そのように、私は、グローバリゼーションの現実ゆえに、法学教育のあり方は、非常に異なったものになると思うのである。

これは、「多様性」という論題と深く関わっている。いわゆる人種などの多様性を推奨する教育的な根拠は、コミュニケーションの範囲を拡大し、学生たちのやりとりに異なった視点を導入することにもなるという点にある。様々な問題により多くのグローバルな視点を持ち込む限り、グローバリゼーションは、同様なインパクトを与えるであろう。私たちは、ニュー・ヨーク大学ロー・スクールの1年次における伝統的な基幹科目の中に、このような考え方を取り入れた。今年、グローバリゼーションを考慮した教材を用いた1つのコースが提供された。来年は、2コース開講される予定である。各回で、その内容は変わり、たとえば、不法行為法で実施されることがあれば、刑法や契約法で行われることもある。

ただ、グローバルなロー・スクール構想は、比較法教育のプログラムとは異なる。その構想は、あたかも万華鏡のようにプロセスを見るものだからである。

その中の素晴らしいコースの一例を示そう。「ニュー・ヨーク大学グローバル・ロー・スクール」のイニシアティブで展開された新しい教育スタイルは、私の同僚のFrank Upham教授によって、実践されるものである。彼は、アメリカにおける日本法研究の第一人者であり、その受講学生は、英語と日本語のバイリンガルであることが要求される。しかし、その授業科目は、財産法であり、語学のコースではない。彼は、20名の受講生を獲得し、4人ずつ5つのグループに分けた。そこで、彼は、学生たちすべてに、ある財産概念に関する複雑な文書を与えた。彼らの課題は、グループ内で、その文書を一方の言語から他方の言語に翻訳する作業である。グループごとに別々に検討された結果、文書ができ上がったときに、学生たちは、クラスに戻った。5つのグループ間では、大きな差異が存在したのである。

このことは、非常に狭い法学の教育課程でも、ある文化的なモチーフを他の文化的なそれに移し変える場合に、言葉や概念の欠缺などが見られることを、明らかにしたのである。

もうひとつの例を考えたい。伝統的なコースに異なった国からの学生を統合する

という事実でさえ、従前とは異なる教育環境を創造する。私が、2年前に、憲法の授業で、30カ国計50人の学生を教えたさいに、合衆国憲法を読むという最初の宿題を課した後の授業で、南アフリカの学生から、次のような質問を受けた。すなわち、合衆国憲法の中には、どこに、憲法を停止させる規定があるのかという質問が、それである。平均的なアメリカ人学生には思いもよらない質問であり、憲法による統治が何を意味するかについて、異なった視点を提供するものであった。

ところで、国際法の平準化・統一化が、グローバル化された法学教育の展開の価値を低下させるかという問題は想定しえる。

まず、グローバリゼーションと法学教育とが交差するレベルには、様々なものがある。最も明白なものは、もし、私たちの学生が、グローバル化された世界で法律実務を行おうとすれば、グローバリゼーションという単純な事実が、法が作用する領域にどのような影響を及ぼしているかを、知らなければならない。しかも、学生たちは、アメリカ合衆国におけるよりも、かなり複雑な主権システム下で、紛争解決活動を行うための法に関する一連の技法を、開発しなければならないであろう。法というものが、どのように展開しようと、この問題は依然として残るのである。

より基本的には、標準化が支配的なものになると考えるほど、人々は馬鹿ではないであろう。アメリカ法が示す多元的な共存という文脈では、調和的な統一など存在しないのである。私見では、そもそも、そのような統一の機会が、それほど大きくないと考える。

このようなグローバリゼーションの法学教育に対するインパクトは、「謙遜と」という言葉で捉えることができるであろう。したがって、唯一正しい解答が存在するということを前提にすることは、差し控えられねばならない。

ここで利用することができる素晴らしい教育上の動向が存在する。それは、伝統的な方法よりも、より強烈なものである。関係する問題の次元として、まず最初は、白紙の状態に焦点を合わせることを可能にするからである。極めて優れたロー・スクールは、法の知識を教えるのではなく、絶えず法の当為のあり方を教え続けようとする。そのような教育は、従前の教育よりも、グローバル化された視点を通じた教育の方が、ずっと容易に達成できると考えられるのである。

さらに、従前以上にグローバル化された法環境の下では、弁護士が以前とは異なっ

たかたちで行動するようになるかどうかが問題となる。もし、その機能性に照らして、弁護士像を描くとすれば、それは、いわば仲介者としての弁護士になるであろう。一連の異なる文脈において、仲介を行うことが弁護士の業務である。たとえば、契約を締結するにせよ、法廷で弁論を行うにせよ、それは、言葉、意味付けおよびコミュニケーションに関わるものである。法準則の解釈でさえ、言葉、コミュニケーションおよび理解に関わるものなのである。

たとえば、多元的な価値の共存が見られるアメリカ合衆国のように、あまり文化的な紐帯が強くない場合でも、弁護士が最初にしなければならないことは、人々をまとめることである。ここで私は、まだ法のレベルで語ってはいない。人が他者と取引をするというレベルで話しているのである。たとえばコカコーラやマクドナルドといった皮相的な文化から、誤解によって頭上に責任が降りかかってくるようなより深遠なものまで存在するのである。

グローバリゼーションが進行する中で、法学教育の実際が、変化しつつあるかどうかも問題となる。また、将来、ロー・スクールが、どのように再構成されるかも、問題となる。これは、アメリカのモデルが、ヨーロッパのように学部レベルで行われるべきか、それとも、現在同様3年の大学院レベルで行われるべきかの問題とも関係する。

私は、このような問題提起に即した変化が起こりつつあると考える。法曹教育の形式における多様化の傾向である。そして、その現実の結果も多様である。たとえば、アメリカの3年制のロー・スクールのスタイルもあれば、イギリスのように、5年間の大学生活の後、LL.Bを取得して卒業するというスタイルもある。たとえば、学部の学位に加えて、知的財産法の学位を取得すれば、たとえばソニーでもどこでも、雇ってもらえる可能性が生じるであろう。

このような多様性は、広範な国民に、多くの法へのアクセスを可能にするであろう。問題は、そのうちのどれだけを、いわゆる法学教育の範囲内で実現できるかである。どんな種類のモデルを、私たちは、追求すべきであるかが問題となるであろう。

## 5) ロー・スクールを偉大にするもの？

ロー・スクールを偉大にするものは何かとの問いが聞かれるが、それは、何もないであろう。一般に、制度を偉大なものにするのは、目的をもった省察であり、それに基づく実践である。ロー・スクール入学準備課程におけるそのアドバイザーに対する説明会で、私は、優秀な学生をニュー・ヨーク大学ロー・スクールに来させるように説得することもしなかつたし、また、このロー・スクールが世界で最も素晴らしいものであると確信を得させようとしなかつた。そこでは、単なる説明を行ったにすぎなかつた。

ところで、私の妻と私は、同じロー・スクールに通っていたのではない。ロー・スクール1年次の終了後、私は、そこでのすべてを愛したが、しかし、妻は、イデオロギー的に合わなかつたので、そのキャンパスを去ることを決意した。私たちの婚姻は成功であり、現在、喜びを共有する生活を送っているが、たとえ同じ大学でも、ある者にとっては完璧な場所であっても、他者にとっては、地獄ということもあるのである。

ここで私が言いたいことは、ある制度が天国か地獄かのいずれかであるなどということではない。いわば適材適所、ふさわしい学生がふさわしい各々の制度に行けるように考えるべきであるということである。偉大なロー・スクールを創ることは、偉大な制度を創ることのヴァリエーションであろう。

もし、人がロー・スクールを経営しようとするならば、なぜそれを運営するのかを説明できなければならない。人は、そのコミュニティの人々を、そのヴィジョンを共有したいと欲する人々に変化させるという作業に、取り組むべきであろう。

## (3) おわりに

以上紹介したように、全米でも革新的なロー・スクールとして著名なニュー・ヨーク大学ロー・スクールのディーンの言葉には、注目すべき点が少なからず存在する。再述は控えるが、高位のランキングに甘んじることなく、理想と現実の狭間で、それでも理想を探求し続ける法曹養成教育の実践を、そこには看取できるのである。ここに示された「学費問題」や「グローバリゼーションと教育のあり方をめぐる問題」などは、ともに、この国で設立されるべき法科大学院の将来像を考える上で、

避けて通ることができない課題となる。そのさい、このニュー・ヨーク大学ロー・スクールの試みは、有益な示唆を与えてくれるであろう。

「すべての学生が、債務から自由に職業を選択できるようにすべきである」とは至言である。たとえば、かつて田宮虎彦が『菊坂』（1950年）などで描いた苦学生の例を引くまでもなく、今日の日本でさえ、学生の職業選択の多様性を推奨し支援できる制度が、法科大学院の中にも、組み込まれるべきであろう。

John Sextonは、法学教育、とりわけ法曹養成教育を、人間の喜びとか豊かな人生とかに直接結びつけて考えている。かけがえのない人生の一期一会的な場面を切り取る時空として、かつ、かけがえのない他者の人生に日常的かつ職業的に関わる法曹を育成する空間として、ロー・スクールという教育環境は、それを可能にする基礎条件を備えていなければならないであろう。また、地域社会の人々やそれを超えたより多くの人々に、法科大学院のヴィジョンを共有してもらえるように、個々の法科大学院が弛みない努力を重ねることも、不可欠であろう。

ちなみに、本稿との関係では、「九州大学大学院法学研究科・大学教育と法律実務家養成に関する連続シンポジウム」『法政研究』66巻4号1559頁、1663-1680頁、1697-1700頁、1708-1711頁〔フランク・アップハム発言〕も参照。ここでは、本稿で言及されているニュー・ヨーク大学ロー・スクールの新たな試みが、簡潔に紹介されている。なお、フランク・アップハム教授は、九州大学大学院法学研究院の外部評価委員でもある。

\* なお、本小稿は、夏休みに集中的に書き上げることを予定していたが、盲亀浮木の禍、筆舌に尽くせぬ事件のせいで、それが妨げられた。澆季混濁と漱石が記した現代社会において、大学で学問も教育もできなければ、一体どこで行えばよいのだろうか。社会的な責任を負う「大学人」としてのあり方の自己省察と、快適な学問環境の絶対的な保障が、この豊かな社会における大学というシステムの内包する喫緊の課題であろう。

「人間の苦悩のなかで最も醜悪なものは、多くのことが理解できるのに何もなしえないということである。」

これは、第二次世界大戦下に亡命先のロンドンで若くして亡くなった思想家Simone Weilの言葉である。私がこの言葉に託したいのは、理解できるのに行った人間の責任であ

るが。